

# 令和4年度 石川児童クラブ募集要項

石川町では、就労等により昼間保護者のいない家庭における児童の育成指導を図るため、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきまして、令和4年度石川児童クラブの利用を希望される方は、児童クラブ利用申請書等により申込みをしてください。(石川町ホームページ参照)

## ■重要なお願い

近年、1年～3年生のみで募集定員を超える申し込み状況が続いており、利用承認は、家庭状況を考慮した上で低学年を優先しております。令和4年度は活動部屋を一部確保し、定員を若干増やして募集いたしますが、終息が見えない現在のコロナ禍では、児童クラブの活動は三密が避けられない状況にもあり、感染リスクが高くなることは否定できません。

つきましては、保護者の方々には、学童保育の必要性和感染リスク等を総合的に考慮して判断くださることをお願いいたします。

## 1. 対象児童 募集定員：140名

対象児童	1年生から6年生
------	----------

利用できる児童は次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 一年を通して、児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいないこと。
- (2) 下校にバス(スクールバス)等を利用しない児童であること。
- (3) 児童クラブ利用料を滞納していない世帯の児童であること。

## 2. 児童クラブの利用要件

利用要件	児童クラブを利用できる期間
就労のため	雇用の定めがある場合は、その月末まで
妊娠中・出産のため	出産予定日の2か月前から出産2か月後の日が属する月末まで
病気などのため	病気などが回復するまで
病人の看護などのため	看護・介護をしている病人が回復するまで
災害のため	災害復旧に必要な期間
入所後転職などで求職するため	3か月間(期間内に在職証明書などを提出すれば期間延長可能)

## 3. 開設時間

利用区分	開設時間	最大延長時間
月曜日～金曜日	下校時～18:00	延長 18:45
土曜日・長期休業期間	7:45～18:00	延長 18:45

## 4. 利用できる期間

令和4年4月4日から令和5年3月31日

※開設しない日

4月1日、4月2日、8月12日～16日、12月28日～1月3日及び日曜祝日

## 5. 開設場所

- (1) 文教福祉複合施設「モトガッコ」内 「児童クラブ室」及び各学習室等
- (2) 石川小学校内 「児童クラブ室」

ただし、天候や季節により上記以外の場所で活動することもあります。

## 6. 利用料

- (1) 登録料 年額 1,800円 (4月の利用料と一緒に引き落とします。)  
 (2) 利用料 月額 3,000円  
 ※ 兄弟で利用する場合は、2人目以降は1ヶ月1,500円となります。  
 (3) 延長利用料 日額 200円 (午後6時00分～午後6時45分まで)

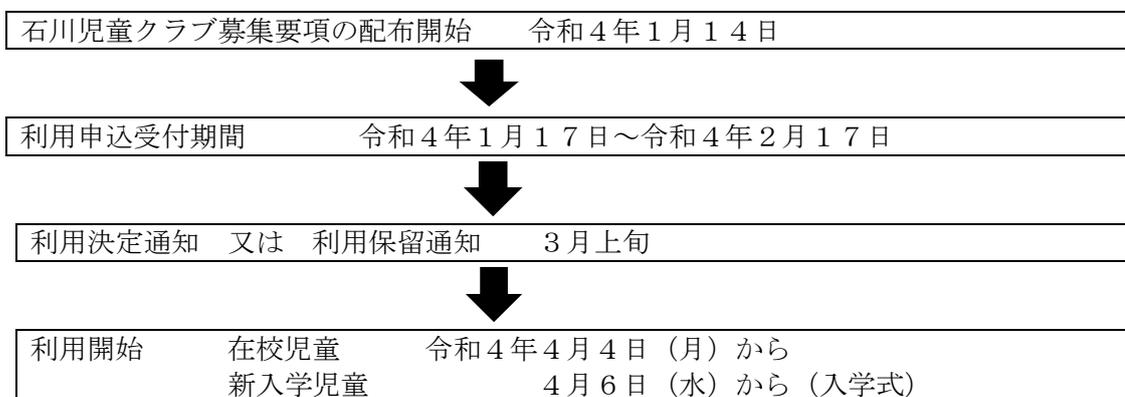
## 7. 申込手順

- (1) 申込先  
 石川町役場 3F 石川町教育委員会 教育課 こども係
- (2) 申込期間  
 令和4年1月17日(月)から令和4年2月17日(木)  
 ※ 書類を期限までに提出いただけない場合は、利用の優先度が低くなりますのでご注意ください。
- (3) 申込書類 … 次の申請書等(①～③)は、モトガッコ内の石川児童クラブ又は石川町教育委員会で受領してください。
- ①児童クラブ利用申請書  
 ②家庭調査票(申請書裏面)  
 ③就労証明書等(※必要な添付書類は、下記参照)

利用要件		必要な添付書類	付記
就労	会社員・パート等	就労証明書	事業所の方が記入したもの
	産休中		
	自営業・内職	就労証明書	事業主が記入
	農業	農業従事確認書	農業委員会で発行
	職業訓練	訓練受講決定通知	受講内容、受講スケジュールがわかるもの
妊娠中・出産		出産(予定)児童の母子手帳の写し	
障害		障害者手帳の写し	
看護・負傷・看護・介護		①疾病・看護等確認書 ②診断書、手帳、介護保険被保険者証の写し	担当地区民生委員の確認を受ける。

## 8. 利用決定までのスケジュール

- (1) 利用決定の方法  
 年度当初の児童クラブの利用決定は、申込書により放課後の家庭状況等を総合的に判断し、児童クラブの必要性が高い児童を優先して行います。申し込みの受付順ではありません。このため、申込みをされてもご期待に添えない場合がありますのでご了承願います。
- (2) 入所までのスケジュール



(問合せ先：石川町教育委員会 教育課 こども係 TEL0247-26-0811)